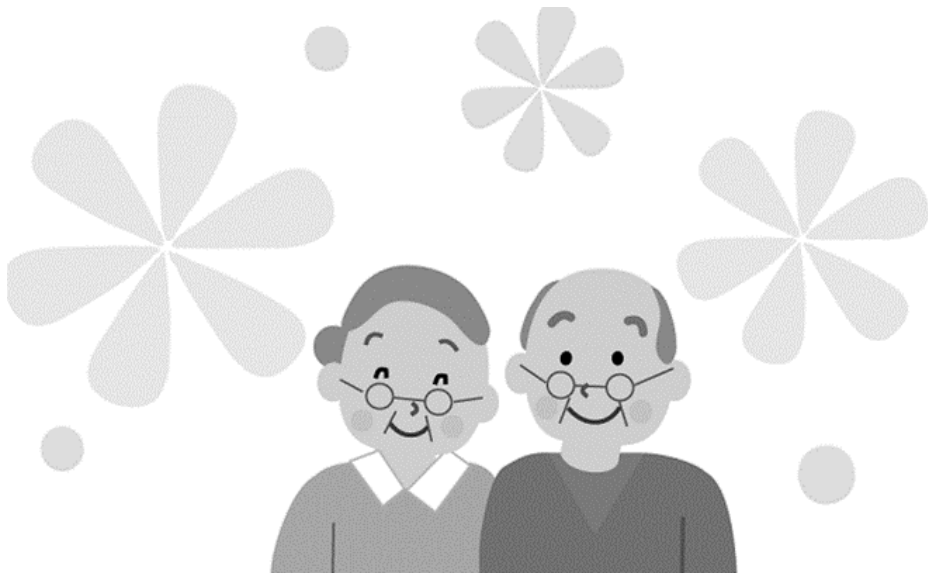


<概要版>

七ヶ宿町  
高齢者福祉計画  
第9期介護保険事業計画

～高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくり～



令和6年3月

七ヶ宿町

## 計画策定の背景

高齢化の進行に伴い、要介護状態となった人を社会全体で支える介護保険制度も、20年以上が経過し、増加する認知症の高齢者や重度の要介護者、ひとり暮らし高齢者世帯等への支援について多く議論されています。そのような中、多様な福祉ニーズへの対応、医療・介護費などの社会保障費の急増、介護従事者の不足なども課題となっており、これらの問題に対応するため、国では地域包括ケアシステムの構築が進められています。

本町においては、すでに総人口の半数近くが65歳以上の高齢者となっており、福祉・保健・医療の各種サービスの充実とともに、地域全体で高齢者の生活を支える仕組みを構築していくことが不可欠です。一方で高齢者の多くは要支援・要介護認定を受けていない元気高齢者であり、これからも元気に地域の中で役割を担っていただきながら、生きがいを持って暮らすことができる地域共生の社会づくりを進めていく必要があります。

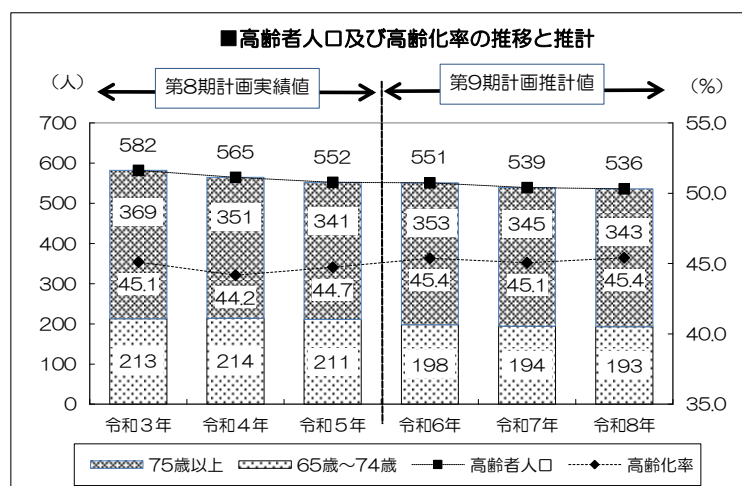
七ヶ宿町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画では、地域のつながりと支え合いの中で、「高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくり」を目指して、町民と地域、行政並びに関係機関が協働・連携し、ともに推進していくことを目的に策定したものです。

# 1 本町の高齢者等の現状と推計

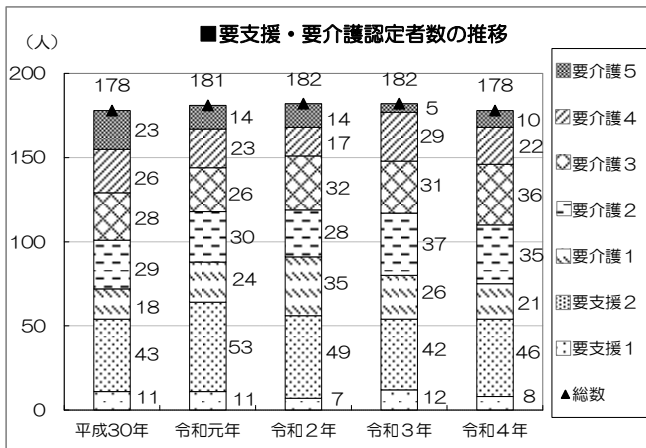
本町における高齢者等の現状は、高齢者人口が減少傾向に推移し、高齢化率が上昇傾向になると見込まれています。要支援・要介護認定者も微減傾向で推移しているなかで、後期高齢者の割合も高く、介護予防と要介護重度化予防の取り組みが重要であり、高齢者が住み慣れた地域で元気で生き生きと暮らせる地域づくりを推進していくことが求められます。

## (1) 高齢者人口の推移と推計

本町の高齢者数の推移と推計では、令和3年から令和5年まで緩やかに減少し、その後も令和6年の551人から令和8年の536人と微減傾向で推移していくことが予想される一方で、人口の高齢化率は高齢化の進行に伴い微増傾向で推移し、令和8年には45.4%に達する見込みとなっています。



## (2) 要支援・要介護認定者の推移

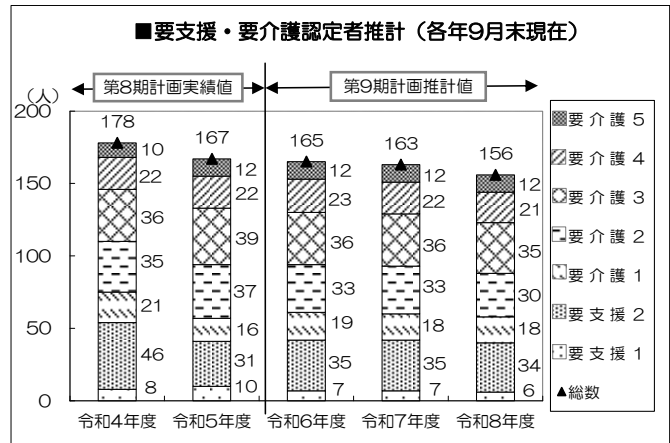


要支援・要介護認定者数は、令和4年の178人とほぼ横ばいで推移しています。要介護別では、平成30年と比較すると令和4年の要介護2が35人と6人増加、要介護3が36人と8人増加しています。

軽中度の要介護2、要介護3が増加傾向にあり、今後も重度化予防や生活機能の維持、向上に努めた介護予防の取り組みなどが重要です。

## (3) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者の推計は高齢者人口の減少傾向に伴い、令和5年の167人の実績から令和8年の156人と微減傾向で推移していくものと見込まれます。要介護別では、それぞれの要介護度でほぼ横ばい傾向と微減傾向となっており、要支援2、要介護2、要介護3で割合が多く見込まれます。引き続き、介護予防と重度化予防の取り組みが必要となります。



## 2 本計画の基本理念と基本目標

### 【基本理念】

高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくり

#### 地域で支えあうまちづくり

地域包括ケアシステムの推進、認知症高齢者支援と権利擁護の推進、生きがいや社会参加の促進

#### 健康で暮らせるまちづくり

保健・医療の充実、疾病予防・重症化予防、介護予防と生活支援の充実

#### 安心・安全のまちづくり

生活環境の基盤整備、避難行動要支援者対策、防犯・防災対策の推進

#### 介護・福祉のまちづくり

介護サービスの充実、介護サービスの質の確保・向上

### 3 本計画の施策・事業の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に基づいて、高齢者の地域生活を支えるため、保健・福祉、介護予防、安心・安全など総合的な施策を展開します。

#### 1 地域で支えあうまちづくり

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 認知症支援と権利擁護の推進
- (3) 生きがいや社会参加の促進

#### 2 健康で暮せるまちづくり

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 介護予防と生活支援の充実

#### 3 安心・安全のまちづくり

- (1) 生活環境の基盤整備
- (2) 防犯・防災対策の充実

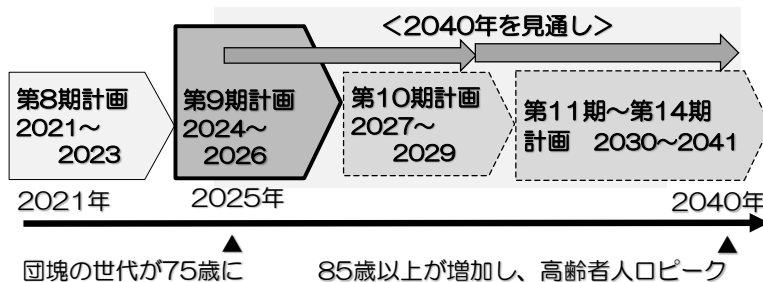
#### 4 介護・福祉のまちづくり

- (1) 介護サービスの充実
- (2) 介護サービスの質の確保・向上

### 4 本計画の計画期間

介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項により3年を1期として定められています。本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。また、高齢者人口がピークを迎え、85歳以上の増加を見据えた期間を視野に入れた計画とします。

#### ■2040年を見据えた介護保険事業計画



介護の広場

### 5 地域で支えあうまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムを推進し、認知症支援と権利擁護の推進、生きがいや社会参加の促進など地域で支え合うまちづくりを目指します。

#### (1) 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の充実
- 総合相談体制の充実
- 関係団体との連携強化
- 見守り体制の強化



## (2) 認知症支援と権利擁護の推進

- 認知症予防と普及啓発
- 家族支援体制の整備
- 早期発見・相談体制の充実
- 認知症サポーター養成・チームオレンジの推進
- 高齢者徘徊SOSネットワークの推進

## (3) 生きがいや社会参加の促進

- 成年後見制度の利用促進
- 権利擁護事業の活用
- 高齢者虐待防止の推進

- 老人クラブ活動への支援
- 敬老祝い金 ○豊齢者大学
- シルバー人材センターの充実
- ボランティア活動の振興
- 世代間交流活動の支援

# 6 健康で暮せるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、保健・医療の充実に取り組むとともに、介護予防と生活支援の充実を図ります。

## (1) 保健・医療の充実

- 健康づくりの推進 ○医療体制の充実
- 感染症対策の推進

## (2) 介護予防と生活支援の充実

- 生活支援・介護予防・高齢者福祉サービス
- 生活支援・介護予防サービスの体制づくり

# 7 安心・安全のまちづくり

高齢者が安心して地域生活を送れるために、生活環境の基盤整備に努めるとともに、防犯・防災対策の充実を図ります。

## (1) 生活環境の基盤整備

- 住まいの整備
- バリアフリー化の推進

## (2) 防犯・防災対策の充実

- 防災対策の充実
- 防犯対策の充実

# 8 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者には、地域包括支援センター等による介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

## (1) 生活支援サービス

### □ 訪問型サービス

#### ◆訪問介護事業者によるサービス

既に介護予防訪問介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、事業所指定の訪問介護員による身体介護や生活援助の支援を行います。

#### ◆多様なサービス

要支援者等に対し、地域包括支援センター等による相談支援を必要に応じて行うとともに、主に体力の改善に向けた支援が必要なケースには、保健師等による居宅での相談指導等による短期集中予防サービスなど地域の実情に応じて、多様なサービスの提供について検討します。

## □ 通所型サービス

### ◆通所介護事業者によるサービス

既に介護予防通所介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、通所介護事業の指定を受けた事業者による生活機能の向上など機能訓練や集いの場などの支援を行います。

## □ その他の生活支援サービス

生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターと協議体が協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い、実施団体の育成を図りながら、段階的にサービスの提供を検討していきます。

## (2) 予防サービス・任意事業

### □ 介護予防事業対象者の把握事業

民生委員児童委員からの地域の情報や、65歳以上の高齢者を対象に健診の結果により、生活機能が低下し、要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、介護予防活動支援事業等で重点的に対応します。

### □ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識や技能を習得した介護予防生活支援サポーターなど介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成し、地域において効果的に活躍できるように取り組みます。

## (3) 生活支援・介護予防サービスの体制づくり

### □ 生活支援コーディネーターの配置

地域のニーズと地域資源のマッチングを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

## (4) 高齢者福祉サービスの充実

### □ 緊急通報システム事業

概ね65歳以上のひとり暮らしでの高齢者が、在宅で安心して生活できるように、急病等の緊急時の通報により、受信センターに通報され、近隣協力員や民生委員、消防本部との連携で速やかに対応するものです。

### ◆多様なサービス

要支援者等に対し、運動・レクリエーション・趣味活動など自主的な通いの場、生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラムや保健・医療の専門職による個別計画に基づき、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムなど社会福祉協議会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた多様なサービス提供の拡充に努めます。

### □ 介護予防普及啓発事業

在宅の要介護者を介護している家族及び高齢者を対象に、交流会を実施し介護予防の普及啓発を行います。また、65歳以上の高齢者を対象に運動教室等の開催や65歳以上の男性を中心に男子厨房に入ろう会を実施し、フレイル予防及び栄養管理などの普及啓発を行います。

### □ 地域リハビリテーション活動支援事業

心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション職（理学療法士や作業療法士など）を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

### □ 配食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯で、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な高齢者を対象に配食サービスを実施し、配達時に安否確認を行います。

### □ 生活支援・介護予防サービスのネットワーク（協議体）の推進

社会福祉協議会や地域団体、ボランティアなどと連携し、住民同士の支え合い活動や見守り活動を促進しながら、町民・事業者等と協働したネットワークづくりに努めます。

### □ 在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業

寝たきりなどの高齢者に対し、布団の洗濯・乾燥を行い、在宅生活の支援を図ります。

### □ 在宅老人等紙おむつ支給事業

寝たきり等でおむつの使用が必要であると判断された高齢者に対し、紙おむつ等支給事業を実施し、在宅介護の支援を行います。

# 9 介護給付・介護予防給付サービス

要支援・要介護認定者の地域生活を支えるため、介護予防・介護サービスを提供し高齢者を支援します。

## (1) 居宅サービス

### 訪問介護

ホームヘルパーなどが要支援者・要介護者の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言などのサービスを提供します。

### 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理および指導などを行うサービスです。

### 通所介護

デイサービスセンター等において、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等のサービスを提供します。

### 通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などにおいて機能訓練、食事、入浴、送迎等を行うサービスです。

### 短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設を短期間利用し、必要な介護や機能訓練のサービスを提供します。

### 短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設を短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練を行うサービスです。

## (2) 地域密着型サービス

### 認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護認定を受けた認知症高齢者が、グループホームで共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護等を提供します。

### その他のサービス

その他ニーズに応じたサービスなど介護保険サービス事業者等を含めて検討していきます。

### 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

特殊浴槽等を持って要支援者・要介護者の家庭を訪問し、入浴介護のサービスを提供します。

### 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助などを行うサービスです。

### 訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

### 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具を貸与します。

### 特定福祉用具購入・ 介護予防特定福祉用具購入

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など排泄や入浴のために使う用具の購入費の一部費用を支給します。

### 住宅改修・介護予防住宅改修

運動機能低下に伴う転倒を防止するため、また、在宅生活を楽しく安心して送ることができるよう適切な住宅改修を進めます。

### 居宅介護支援・介護予防支援

要支援・要介護状態となった高齢者や家族のサービス利用意向や心身の状況を踏まえ、介護サービス計画等（ケアプラン）を作成します。

## (3) 施設サービス

### 介護老人福祉施設

常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練、その他必要な援助を提供します。

### 介護老人保健施設

施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援するサービスを提供します。

# 10 第9期計画期間の介護保険料

65歳以上の第1号被保険者の今後3年間の保険料基準額は、月額5,950円です。

令和6年度から令和8年度までの介護予防サービス・介護サービスの想定される必要量から、介護保険料を算出しました。65歳以上の第1号被保険者の保険料については、国の指針に基づき負担能力を反映して段階別に設定することとなっています。

第9期介護保険事業計画では、標準段階を国の指針に基づき13段階とします。その結果、本町における令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額は、下表の第5段階の月額で5,950円、年額で71,400円になります。

<65歳以上の第1号被保険者の保険料>

		(月額)	(年額)	
第1段階	世帯非課税 本人が住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	基準額×0.455 → 2,708円	32,400円
		(軽減措置※) 基準額×0.285 → 1,696円	20,300円	
第2段階	世帯非課税 本人が住民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.685 → 4,076円	48,900円
		(軽減措置※) 基準額×0.485 → 2,886円	34,600円	
第3段階	世帯非課税 本人が住民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円を超える方	基準額×0.69 → 4,106円	49,200円
		(軽減措置※) 基準額×0.685 → 4,076円	48,900円	
第4段階	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	基準額×0.90 → 5,355円	64,200円
第5段階 (基準)		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円を超える方	基準額×1.00 → 5,950円	71,400円
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20 → 7,140円	85,600円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上で 210万円未満の方	基準額×1.30 → 7,735円	92,800円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上で 320万円未満の方	基準額×1.50 → 8,925円	107,100円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上で 420万円未満の方	基準額×1.70 → 10,115円	121,300円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上で 520万円未満の方	基準額×1.90 → 11,305円	135,600円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上で 620万円未満の方	基準額×2.10 → 12,495円	149,900円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上で 720万円未満の方	基準額×2.30 → 13,685円	164,200円
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40 → 14,280円	171,300円	

## お問い合わせ先

介護保険制度等についてのお問い合わせは、下記で受け付けております。

担当課	電話番号	FAX 番号
七ヶ宿町 町民税務課	0224-37-2114	0224-37-2577